

国民健康保険 出産育児一時金・葬祭費を支給

〈出産育児一時金〉

国民健康保険被保険者が
出産した場合に支給しま
す。

■妊婦85日以上の出産が対
象です(死産、流産の場合
でも支給)

※1年以上社会保険の本人
であった方が、国民健康保
険の資格取得から6か月以
内に出産した場合は、以前
加入していた社会保険から
支給される場合があります

■支給額45万円

※出産育児一時金直接支払
制度をご利用の場合は、そ
の差額が振込額となります

■申請書類等▽印鑑▽国民
健康保険証▽母子健康手帳
(死産、流産、海外出産の
場合は医師の証明書)▽通
帳など振込先がわかるもの

▽医療機関が発行した直接
支払い利用(非利用)に関
する合意文書▽医療機関発
行の領収書等▽旅券・航空
券等の海外に渡航した事実
が確認できる書類(海外出
産の場合のみ)

※海外出産の場合は各書類
の和訳文

■申請書類等印鑑、国民健
康保険証、申請者が葬祭を
行ったことを証する書類
(領収書等)、通帳など振
込先がわかるもの

◆共通◆
■出産育児一時金
直接支払制度

市が42万円を上限とし
て、出産育児一時金を病院
等に直接支払うことで、被
保険者が、出産時に医療機

関に支払う際の負担を軽減
することを目的とした制度
です。

ご希望の方は、出産する
予定の病院等で手続きが必
要です。詳しくは、直接、
病院等にお問い合わせくだ
さい。

■出産育児一時金貸付制
度

出産予定日の1か月前か
ら申請を受け付けます。
詳しくは、お問い合わせ
ください。

〈葬祭費〉

国民健康保険被保険者が
亡くなられた場合、葬祭を
行った方に支給します。
(葬祭日から2年以内に申
請してください)

※社会保険の本人であった
方が、国民健康保険の資格
取得から3か月以内に死亡
した場合は、以前加入して
いた社会保険から支給され
る場合があります

■支給額5万円

■申請書類等印鑑、国民健
康保険証、申請者が葬祭を
行ったことを証する書類
(領収書等)、通帳など振
込先がわかるもの

◆共通◆
■国民健康保険
被保険年金課国民健康保険
係(市役所第二庁舎2階)

042-387-9833



「お試し」のつもりが 「定期購入」に

事例

SNS(ソーシャル・ネ
ットワーキング・サービ
ス)で「今なら通常価格9千
800円が初回980円で、今話題
のまつげ美容液をお届け」
と広告を出していたので、
お試しで注文し受け取っ
た。翌月また商品が届き、
驚いてサイトを確認したら

「4回の定期コース」と書い
てあり、2回目からは代金
が6千800円になっていた。
事業者が初回で解約した
いと申し出たところ、「通
常価格で購入すれば解約で
きる」と言われた。美容液
は1回使用したが、目の周
りがかゆくなり使用してい
ない。支払わなければいけ
ないか。

■アドバイス
この相談者の場合、ネッ
ト注文した広告の画像を印
刷してあり、そこには定期
購入であること、定期購入
4回分の価格の総額等が書
いてありませんでした。

相談者には、印刷した広
告画面とともに、契約した
経緯を時系列で記載し、広
告どおり初回限りで解約し
たい旨の文書を作成しても
らい、事業者へ特定記録郵

便で送り、その後相談室か
ら事業者へ交渉して解約で
きました。

この事例は、相談者が広
告を印刷、保存してあった
ので、事業者も解約に応じ
ましたが、近ごろの通販サ
イトには、定期である旨の
記載が明記されており、「定
期とは知らなかった」との
理由では解約できません。

「初回90%OFF」や「今
だけ、限定」などの言葉に
引かれて注文する前に、「定
期購入が条件になっていな
いか」などの契約内容と、
「解約、返品できるか」な
どの解約条件をしっかりと確
認し、商品注文する際に
は、サイトの画面や最終確
認画面を印刷したり、スク
リーンショットを撮るなど
して契約内容を記録してお
きましょう。また、解約し
ようと事業者へ電話をかけ
てもつながらないという苦
情もあります。事業者への
架電状況や取り取りなど
も、細かく記録を残してお
きましょう。

また、まつげ美容液など
化粧品で目の周りがかぶれ
た、ダイエットサプリ等で
下痢をしたなどの苦情も寄
せられています。症状が表
れたときは、直ちに使用を
中止し、症状の程度によっ
ては、医師の診断を受ける
ようにしましょう。

同様のトラブルにあって
しまった場合は、一人で悩
まずに消費生活相談室にご
相談ください。

みんなのひろば

男女平等社会をめざして

男女共同参画情報誌
「かたらい」50号を
発行しました



掲載しています。

市内の主な公共施設等で配
布しているほか、市ホームペ
ージでも掲載していますの
で、ぜひ、ご覧ください。

国内研修事業の参加者 に費用の一部を補助

男女共同参画社会の形成の
促進に係る会議等に参加する
市民の方々に、参加費用の一
部を補助します。

希望する方は、事前に連
絡のうえ、申請書を提出して
ください。

■対象となる会議等東京都
および東京都に隣接する地域で
開催される男女平等社会の早
期実現をめざすための会議

◆共通◆
■企画政策課男女共同参画室
042-387-9853

(宗教および政治活動ならび
に営利等を目的とするものを
除く)であって、講演、シン
ポジウム、分科会等が行わ
れ、参加者相互の交流が行わ
れるもの

■資格次の条件をすべて満た
す方

▽当該事業を実施する日現在
で、市内に2年以上居住し、
18歳以上の方

▽男女平等および男女共同参
画に関心をもち、地域活動お
よび市行事に積極的に参加で
きる方

■補助の内容開催地までの旅
費、会議に参加するための諸
経費の2分の1(申込者が予
算の範囲を超えた場合は、抽
選により決定します)

ごみ減量大作戦!! (24)

日ごろから、ごみの減量へのご協力をありがとうございます。
さて、可燃ごみの共同処理については、日野市のご理解のもと、
国分寺市、小金井市の3市で設立した浅川清流環境組合におい
て、令和2年4月の本格稼働をめざして事業を進めており、本年
12月中旬には、新施設の試運転に伴うごみの搬入が開始される予
定です。新施設周辺にお住まいの皆様をはじめとした日野市民
の皆様および関係者の皆様へ深く感謝を申し上げます。

新施設へのごみの搬入が開始されると可燃ごみの収集体制が現
在と大きく変わることから、収集ルートや収集時間に変更となる
場合がありますので、必ず朝8時30分までにごみ・資源物を出し
ていただきますようお願いいたします。

本市としては、共同処理が円滑に進むよう与えられた役割の重
大さを認識し、発生抑制を最優先とした3Rの推進に全力で取り
組んでまいります。市民の皆さんには、より一層の分別の徹底に
取り組んでいただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

【8月分のごみ排出量報告】

8月分の燃やすごみ1人1日当たり排出量は、255.6gとなり、
目標(269.0g)を13.4g下回りました。

■ごみ対策課減量推進係(☎042-387-9835)

ごみ1人1日当たりの排出量(単位:g)

	8月	目標量	差引		元年度 7月	30年度 8月
燃やすごみ (市内全域)	255.6	269.0	△13.4	やった 減量成功	(参考)燃やすごみ 前月・前年度同月の排出量	274.3 253.3
燃やさないごみ (市内全域)	29.1	32.5	△3.4	やった 減量成功	(参考)燃やさないごみ 前月・前年度同月の排出量	27.8 33.2